

あなたのお店、準備はお済みですか？
来年4月1日から 全面施行！

対策待ったなし！



2019年9月1日から飲食店の店頭喫煙・禁煙の表示が義務化。2019年4月1日から原則全面禁煙とするか、「喫煙専用室」または「加熱式たばこ専用喫煙室」を選ぶこととなります。従業員を使用していない飲食店の場合、禁煙・喫煙を選択。喫煙可の場合は「喫煙専用室」または「加熱式たばこ専用喫煙室」に加えて、喫煙しながら飲食ができる「喫煙可能室」から選択。

定員
40名

東京都及び調布市 受動喫煙防止条例 説明会

 東京都職員と調布市職員から、主に飲食店様に関する受動喫煙防止条例について詳しい説明をいたします。

従業員が家族ならOK？

従業員を使っていなければ喫煙のままでもOKみただけど従業員と家族の違いは？

加熱式たばこは？

従業員を使っているが加熱式たばこなら飲食席で吸っても大丈夫なの？

喫煙ルームの基準は？

補助金は使えるの？
 喫煙ルームの基準ってどんな基準？
 補助金にはどんなものがあるの？

罰則は？

条例を守らないとどんな罰則があるの？

10月3日(木) 14時30分～15時30分 会場：調布市商工会館3F

お申込は下記ご記入の上

FAX:042-485-9951

お申込み期限
9月27日(金)

事業所名	参加者氏名1
電話番号	参加者氏名2

二名以上参加ご希望の方はお問い合わせください

お問合せ先：調布市商工会 担当 石井・五十嵐・永須(TEL:042-485-2214)